

浄化槽管理者への 維持管理に関する 指導・助言マニュアル について

2025年2月26日(水)

公益財団法人日本環境整備教育センター
調査・研究グループ

背景

- 浄化槽普及人口：1,177万人《2023年度末》
(污水处理人口普及率：9.5%)
- 維持管理状況《2022年度末》
 - ・ 11条検査受検率： 48%
 - ・ 保守点検実施率： 70%
 - ・ 清掃実施率： 64%
- 総務省勧告《2024.02》※1
台帳整備(システム化)
⇒維持管理情報の収集・活用
…⇒維持管理に関する指導の徹底

※1 総務省勧告

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_240209000171526.html.html#kekkahoukoku

維持管理の向上

維持管理(保守点検、清掃、法定検査)の 実施率の向上、実施基数の増加

<維持管理未実施(低実施率)の原因>

- 浄化槽設置基数や維持管理実施基数が正確に把握されていない(実施率算出の分母に使用実態のない浄化槽が含まれている、また無届浄化槽が含まれていない等)
- 維持管理未実施の浄化槽に対する行政指導が不十分
- 維持管理の実施義務に関する住民の認識が不足

<対応策>

- 維持管理情報の収集
- 台帳情報の精査・更新
- 維持管理実施状況の把握
- 行政指導(維持管理未実施に関する指導)
- 住民への啓発

不具合が認められる 浄化槽の改善

<不具合が発生する原因(維持管理関連)>

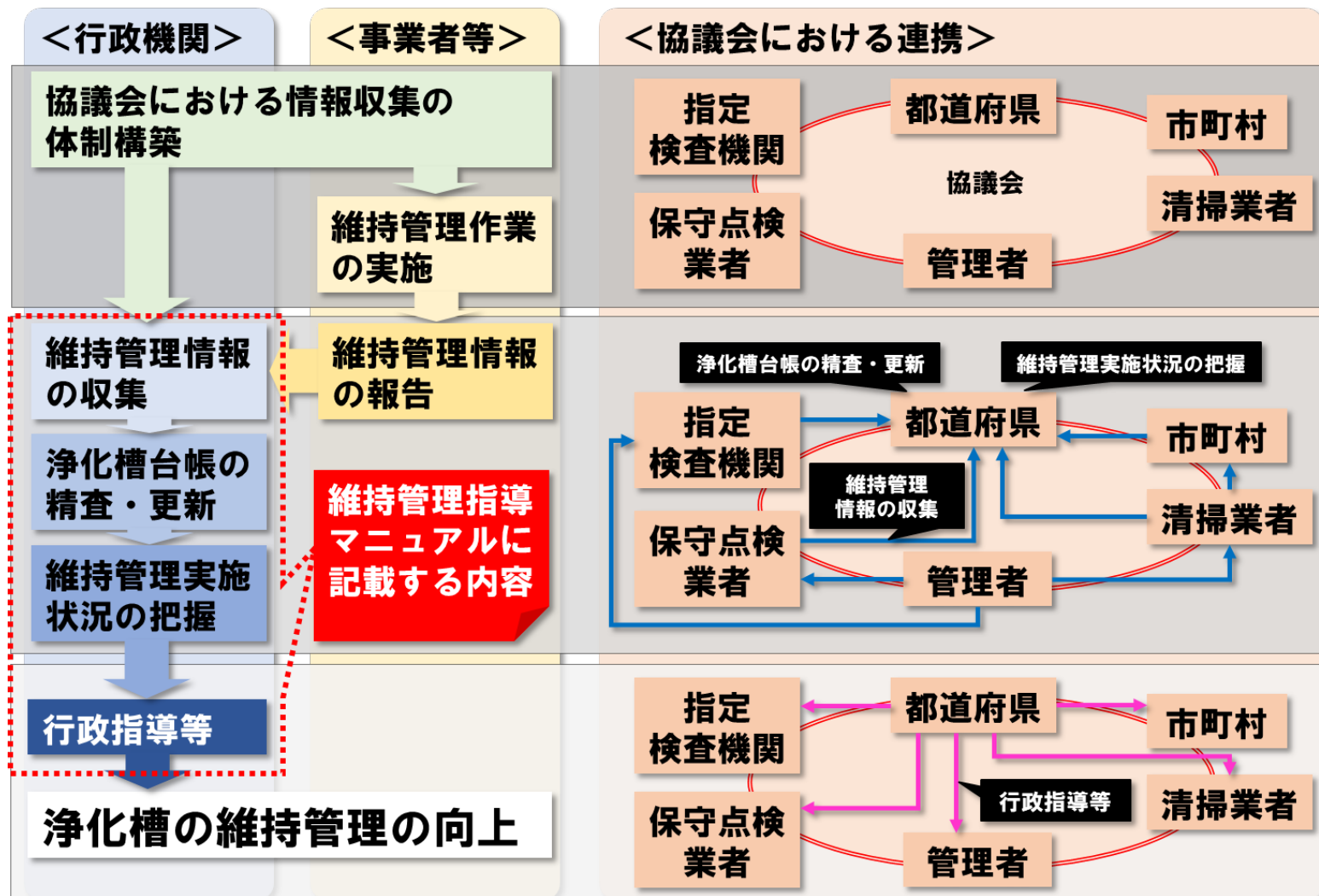
- 使用の準則が遵守されていない
- 汚泥の搬出や内部設備の調整が未実施あるいは不十分
- 本体、付帯機器の変形・破損(老朽化)

<対応策>

- 行政指導(法定検査結果に基づく対応、近隣住民からの苦情に基づく対応、特定既存単独処理浄化槽の対応)
- 住民への啓発
- 関連技術者の技術力の向上

⇒マニュアルに提示し、維持管理を向上

マニュアルの活用による 維持管理の向上（イメージ）



マニュアル(案)の構成

<目次>

1. はじめに
2. 維持管理の必要性
3. 浄化槽台帳の整備及び管理の手順
4. 指導事務の手順

- 行政指導にかかる文書の様式
- 参考資料

マニュアル(案)の構成

<目次>

1. はじめに

2. 維持管理の必要性

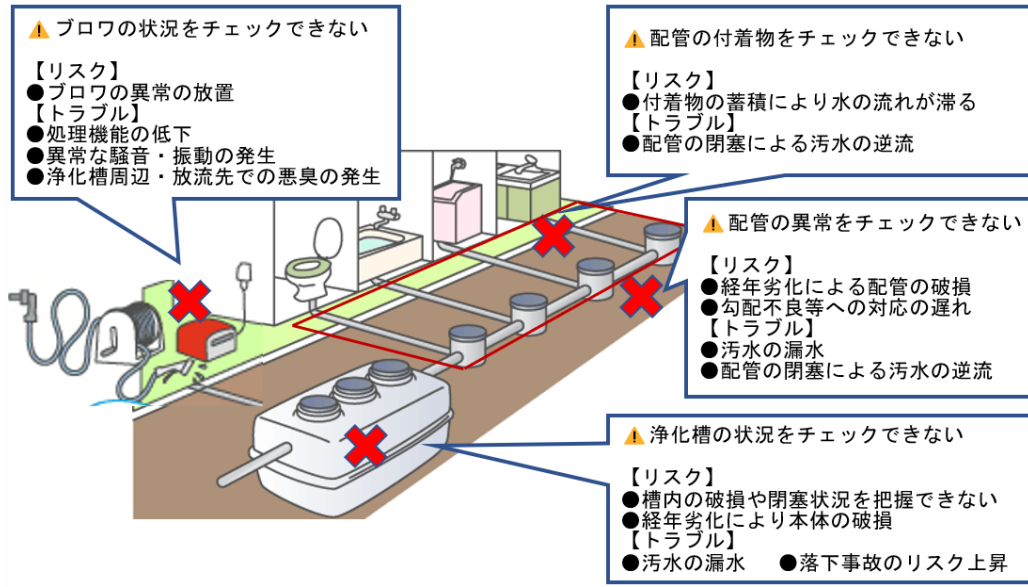
3. 浄化槽台帳の整備及び管理の手順

4. 指導事務の手順

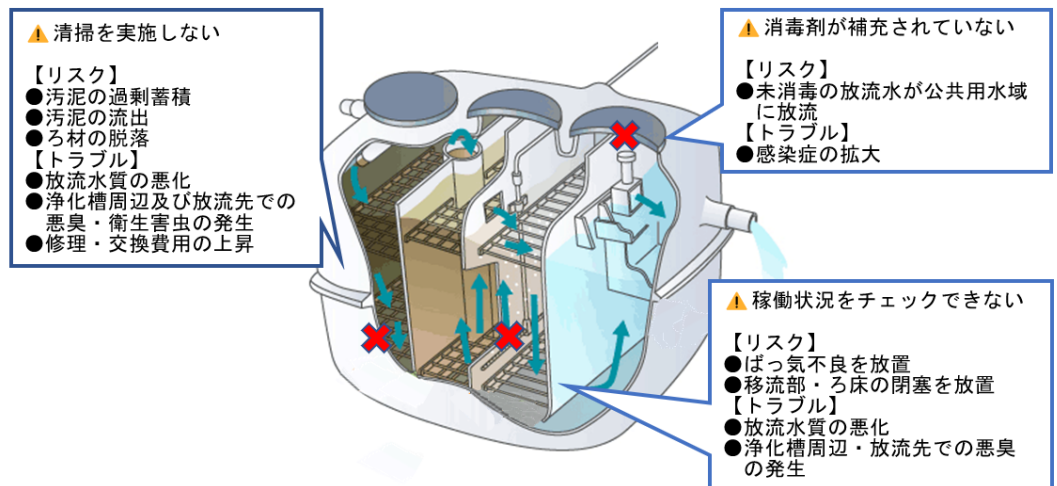
- 行政指導にかかる文書の様式
- 参考資料

2.維持管理の必要性

←槽周辺における状態悪化



槽内における→状態悪化



2.維持管理の必要性

維持管理をしないことによるデメリット

〔河川・側溝〕

- × 悪臭の発生
- × 水質の悪化
- × 水生生物の死滅
- × 景観の悪化



公衆衛生
の悪化

〔浄化槽周辺〕

- × 未処理排水の漏水・放流による感染症の拡大
- × 異常な騒音・振動・悪臭の発生
- × 衛生害虫の発生
- × 家屋への排水の逆流



生活環境の悪化

〔行政対応〕

- × 浄化槽の使用状況を面的に把握することが困難



- × 災害時における復旧の遅れ
- × 行政サービスの低下



計画策定に悪影響

〔浄化槽本体・付帯設備〕

- × 汚泥の過剰蓄積
- × 劣化・破損の加速



- × 維持管理費用の負担増
- × 修理・交換費用の上昇
- × 落下事故のリスク上昇
- × 槽本体の入替え



支出の増加・不安全状態

マニュアル(案)の構成

<目次>

1. はじめに

2. 維持管理の必要性

3. 浄化槽台帳の整備及び管理の手順

4. 指導事務の手順

- 行政指導にかかる文書の様式
- 参考資料

3.浄化槽台帳の整備及び管理の手順

- (1) 浄化槽台帳・台帳システムの位置付け
- (2) 浄化槽台帳システムの導入手順
- (3) 浄化槽台帳システムの管理項目の設定
- (4) 各種届出書に基づく情報の登録
(設置、管理者変更、休止、廃止)

- (5) 維持管理情報の収集・登録
- (6) 情報の精査
- (7) 浄化槽台帳システムの活用方法

概要紹介

浄化槽台帳
システムの
整備導入
マニュアル※2
第3版に準拠

※2 浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第3版
<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/disaster/manual04.html>

(5) 維持管理情報の収集・登録

○ 保守点検・清掃業者から収集する維持管理情報

No	大分類	収集項目	情報収集先と 入手する維持管理情報	
			保守点検業者	清掃業者
1	基本 情報	自治体独自の浄化槽番号(管理番号)	◎	◎
2		保守点検/清掃業者独自の浄化槽番号	◎	◎
3		処理の対象	□	□
4		処理方式名	□	□
5		処理対象人員(人槽)	□	□
6		浄化槽管理者氏名(または法人名)	□	□
7		施設名称	□	□
8		設置場所住所	□	□
9		浄化槽管理者住所	□	□
25	管理 状態	保守点検年月日	■	
26		清掃年月日		■
27		躯体の漏水の有無	■	■
28		躯体・内部設備の著しい破損の有無	■	■
29		槽周辺の環境(臭気の有無)	■	■
36	業者 情報	保守点検業者名	■	
41		清掃業者名		■

◎： 浄化槽番号もしくは保守点検/清掃業者独自の番号を「浄化槽コード」として記入する

□： 自治体独自の浄化槽番号を付して報告することができる場合に記載不要な項目

■： 毎回報告する項目

(5) 維持管理情報の収集・登録

No	大分類	収集項目	情報収集先と入手する維持管理情報	
			保守点検業者	清掃業者
1	基本情報	自治体独自の浄化槽番号(管理番号)	◎	◎
2		保守点検/清掃業者独自の浄化槽番号	◎	◎
3		処理の対象	□	□
4		処理方式名	□	□
5		処理対象人員(人槽)	□	□
6		浄化槽管理者氏名(または法人名)	□	□
7		施設名称	□	□
8		設置場所住所	□	□
9		浄化槽管理者住所	□	□
10		浄化槽管理者郵便番号		
11		浄化槽管理者電話番号		
12		浄化槽管理者連絡先(メールアドレス)		
13		浄化槽技術管理者名		
14		浄化槽型式名		
15		浄化槽メーカー名		
16		BOD除去率(%)		
17		処理水BOD(mg/L)		
18		放流先		
19		建築物用途		
20		設置届出月日		
21		使用開始年月日		
22		契約状況(管理中/管理拒否(年月日)/契約解除(年月日)/未契約/休止/廃止)		
23	使用状況	浄化槽廃止の理由・廃止時期、浄化槽休止時期		
24		使用再開年月日		
25	管理状態	保守点検年月日	■	
26		清掃年月日		■
27		躯体の漏水の有無	■	■
28		躯体・内部設備の著しい破損の有無	■	■
29		槽周辺の環境(臭気の有無)	■	■
30		住民からの悪臭や騒音等の苦情対応		
31		報告者より行政への指導等の要請		
32		放流水の透視度(度)		
33		放流水のpH		
34		堆積汚泥厚、スカム厚		
35	浄化槽の補修履歴(本体、仕切板)			
36	保守点検業者情報	保守点検業者名	■	
37		保守点検業者住所		
38		保守点検業者電話番号		
39		浄化槽管理士氏名		
40	浄化槽管理士番号			
41	清掃業者情報	清掃業者名		■
42		清掃業者住所		
43		清掃業者電話番号		
44		清掃担当者名		

(5) 維持管理情報の収集・登録

- **維持管理に関する指導等を行うため
最低限必要と考えられる情報を提示
⇒地域の実情に応じて項目を追加**
- **代用可能な維持管理情報は代用
(現行の維持管理情報の収集を許容)**
- **市町村、指定検査機関と情報共有
(二重報告を回避)**

(5) 維持管理情報の収集・登録

○ 維持管理情報の登録

「設置場所住所」・「処理の対象」等により
基本情報と維持管理情報を紐づけ

⇒ 「自治体独自の浄化槽番号」を付与

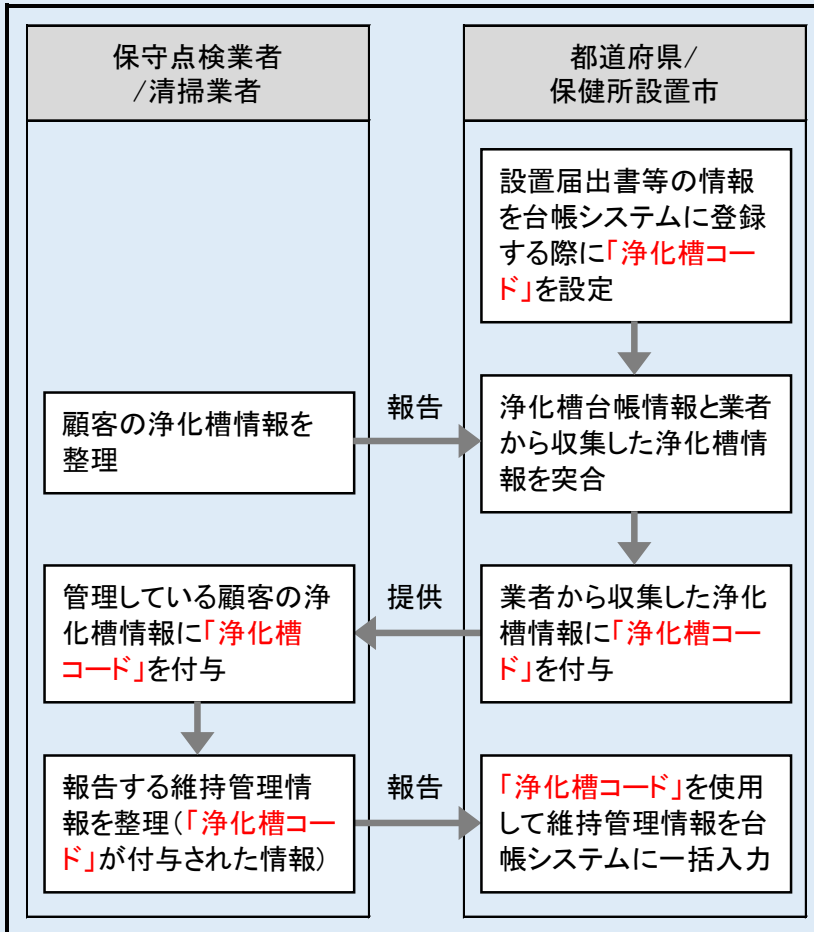
⇒ **業者と共有**

⇒ 「**業者独自の浄化槽番号**」と対照

⇒ 浄化槽台帳システムに一括入力

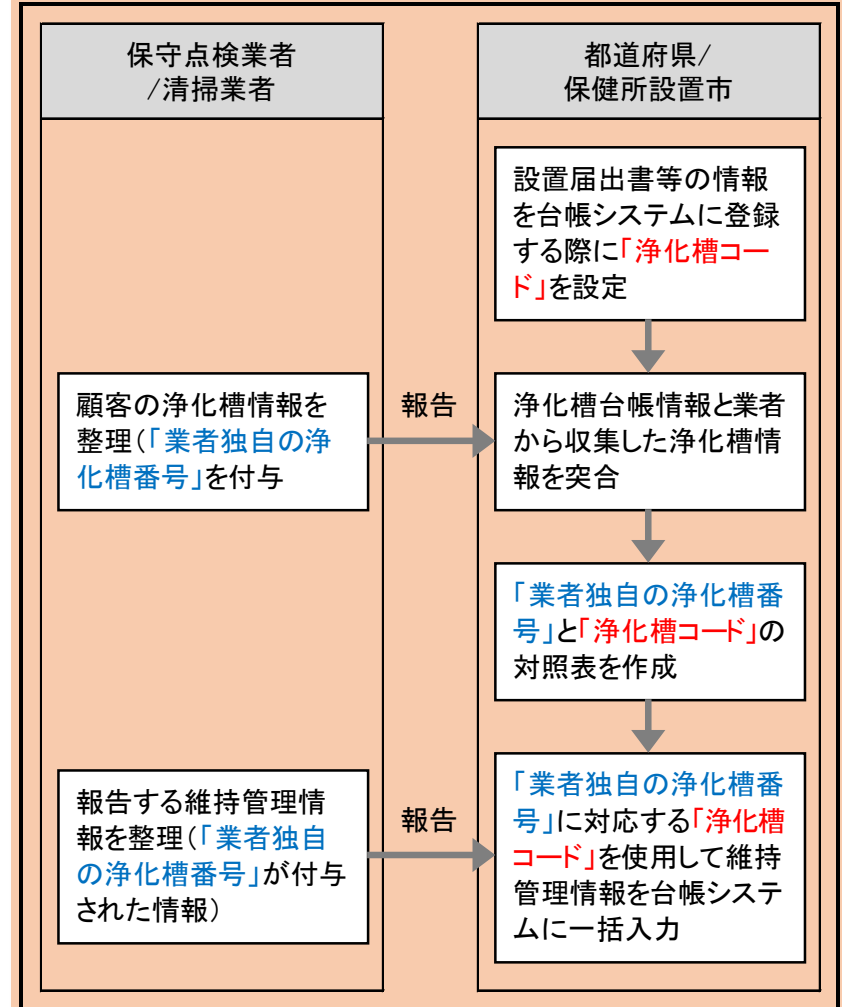
(5) 維持管理情報の収集・登録

＜「浄化槽コード」を自治体と関連業者で共有する例＞



※図中の「浄化槽コード」は自治体独自の浄化槽番号を意味する
「業者独自の浄化槽番号」は契約番号や顧客番号でも代用可

＜「浄化槽コード」を自治体と関連業者で共有しない例＞



(5) 維持管理情報の収集・登録

- 突合不可能なケース
 - ・ 設置場所情報が「地番」と「住居表示」
 - ⇒ 現地確認 & 対照表の作成
 - ⇒ 管理情報を統一
 - ・ 無届浄化槽（設置届が未提出）
 - ⇒ 維持管理情報により浄化槽台帳の情報不足を補足
 - ⇒ 無届浄化槽である旨を登録 & 「自治体独自の浄化槽番号」を付与

(5) 維持管理情報の収集・登録

○ 個人情報の取り扱い

- ・ 都道府県等は、保守点検・清掃業者等から維持管理情報の収集が可能である。(浄化槽法第49条第2項及び第53条第1項等)
- ・ 業者は法令に基づく場合、あらかじめ本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供可能である。

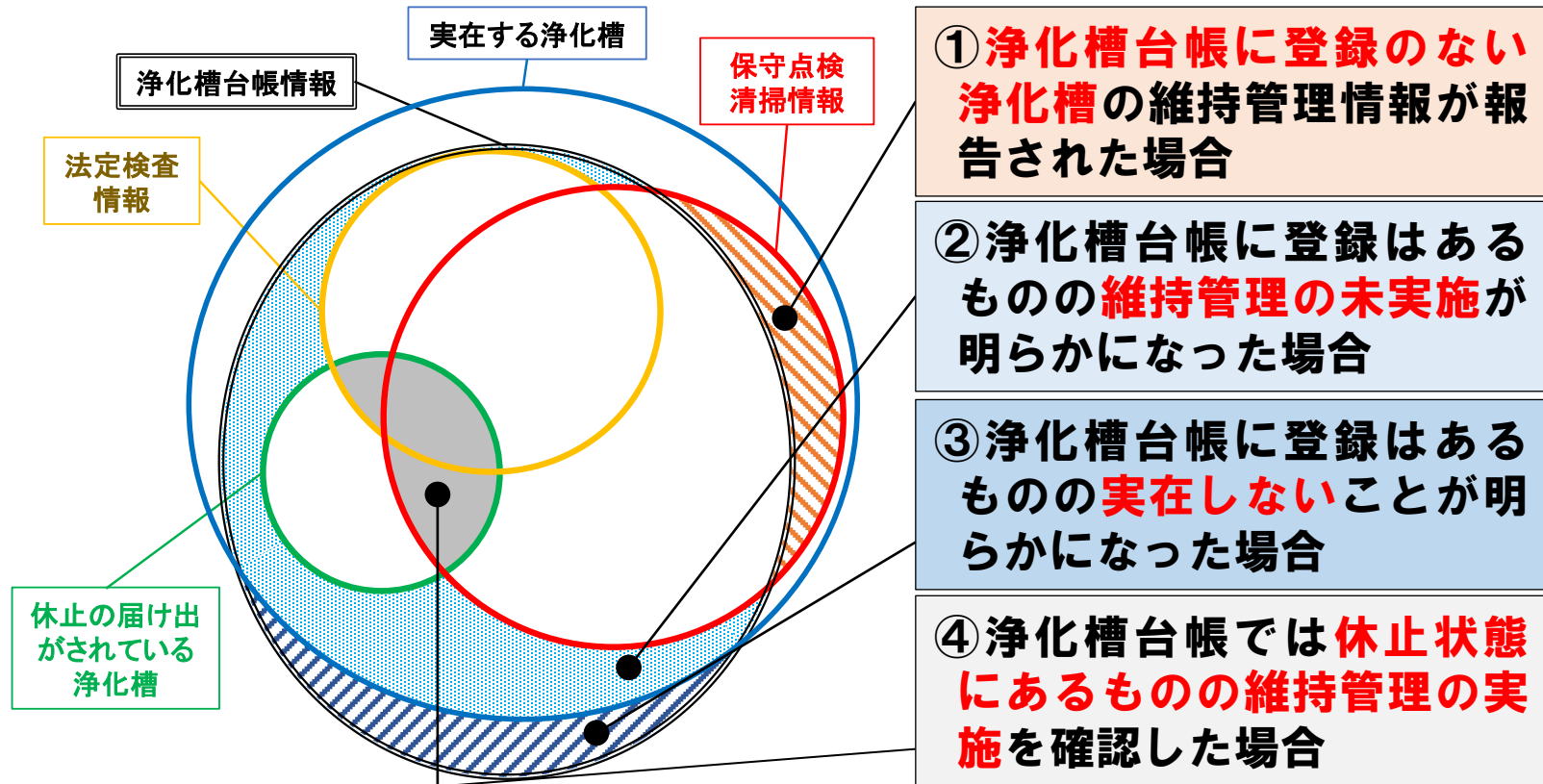
(個人情報保護法第27条第1項第一号)

- ・ 浄化槽法に基づく情報提供等は、この「法令に基づく」場合に該当する。
- ・ 都道府県等は、所掌事務又は業務を遂行するために必要な維持管理情報のみを収集し、かつその利用目的をできる限り特定する必要がある。(個人情報保護法第61条第1項より)

(6) 情報の精査

- 継続的に維持管理情報を収集
 - ⇒浄化槽台帳の精度の向上
 - &適切な行政指導の徹底
 - ⇒保守点検・清掃の実施率↑
 - ⇒法定検査の受検率↑
 - ⇒維持管理業務の信頼性↑
- 維持管理情報による台帳精査
 - ⇒浄化槽台帳の登録情報と維持管理情報の不整合を精査

(6) 情報の精査



維持管理情報の追加収集・現地確認・悉皆調査等により実態把握

【②維持管理の未実施の例】

【③実在しないの例】

- ・届出せずに休止
- ・使用中だが維持管理未実施

- ・届出したが未設置
- ・届出せずに廃止

(6) 情報の精査

- 他の行政機関からの情報収集
 - ・ 事務移譲市町村の台帳情報
 - ⇒ 都道府県の浄化槽台帳に集約
 - ・ 給水台帳、下水道台帳、空き家情報等
 - 市町村から都道府県へ収集
 - ⇒ 都道府県の浄化槽台帳の精査 ↗
- 上記の情報提供にかかる制限

法令に定める事務又は業務の遂行に必要なものとして、
利用目的以外の保有情報の利用・提供禁止規定の適用
除外に該当することから、**情報提供が可能**である。
(個人情報保護法第69条第2項第3号より)

(7) 浄化槽台帳システムの活用方法

- ①未管理浄化槽に対する指導への活用
 - ②苦情や問い合わせに関する対応への活用
 - ③不具合の認められる浄化槽の改善指導への活用
- ⇒①～③は4. に記述

④みなし浄化槽等の浄化槽への転換への活用

⑤災害時の浄化槽復旧に向けた対応

⑥環境省へ提出する集計データの整理

⑦その他

- ・生活排水処理計画の見直し
- ・し尿・浄化槽汚泥処理計画の更新
- ・長寿命化や補助事業に関する情報管理

マニュアル(案)の構成

<目次>

1. はじめに
2. 維持管理の必要性
3. 浄化槽台帳の整備及び管理の手順
- 4. 指導事務の手順**

- 行政指導にかかる文書の様式
- 参考資料

4.指導事務の手順

(1) 指導の対象となる浄化槽と指導内容

(2) 指導対象浄化槽の抽出

(3) 指導事務の手順

1) 法定検査が未受検の浄化槽への対応

2) 法定検査結果が不適正である浄化槽への対応

3) 苦情・問い合わせ対応

4) 放流水質が不良である浄化槽への対応

5) 保守点検または清掃が未実施の浄化槽への対応

**6) 法第12条第2項に基づく改善措置または
当該浄化槽の使用停止の命令**

7) 特定既存単独処理浄化槽への対応

(1) 指導の対象となる浄化槽と指導内容

○ 浄化槽法上の維持管理に関する指導事務

	浄化槽法	概要	情報の流れ	罰則
法定 検査	第7条の2 第1項	7条検査受検の指導・助言	都道府県知事等⇒管理者	
	第7条の2 第2項	7条検査受検の勧告	都道府県知事等⇒管理者	
	第7条の2 第3項	7条検査受検の勧告に係る措置命令	都道府県知事等⇒管理者	第66条の2
法定 検査	第12条 第1項	保守点検・清掃に関する 助言・指導・勧告	都道府県知事等⇒ 管理者、保点業者、 清掃業者、技術管理者	
	第12条 第2項	保守点検・清掃に関する 改善措置命令	都道府県知事等⇒ 管理者、保点業者、 清掃業者、技術管理者	第62条
	第12条の2 第1項	11条検査受検の指導・助言	都道府県知事等⇒管理者	
法定 検査	第12条の2 第2項	11条検査受検の勧告	都道府県知事等⇒管理者	
	第12条の2 第3項	11条検査受検の勧告に係る措置命令	都道府県知事等⇒管理者	第66条の2
	第53条 第1項	保守点検、清掃の業務に関する 報告の徴収	当該行政庁⇒ 管理者、製造業者、工事業者、 保守点検業者、清掃業者、検査機関等	第64条
特定 既存 単独…	第53条 第2項	保守点検、清掃の業務に関する 立入検査	当該行政庁⇒ 管理者、製造業者、工事業者、 保守点検業者、清掃業者、検査機関等	第64条
	附則第11条 第1項	特定既存単独の除却等に係る 助言・指導	都道府県知事等⇒管理者	
	附則第11条 第2項	特定既存単独の除却等に係る 勧告	都道府県知事等⇒管理者	
	附則第11条 第3項	特定既存単独の除却等に係る 措置命令	都道府県知事等⇒管理者	附則第11 条 第5項

保守
点検・
清掃

報告・
立入
検査

(1) 指導の対象となる浄化槽と指導内容

○ 指導対象となる浄化槽

①設置後等の水質検査(7条検査) or

毎年1回の水質検査(11条検査)が未受検である。

②生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。

例)

- ・法定検査結果が不適正である
- ・住民等より苦情がある
- ・放流水質が不良である
- ・保守点検 or 清掃が未実施である

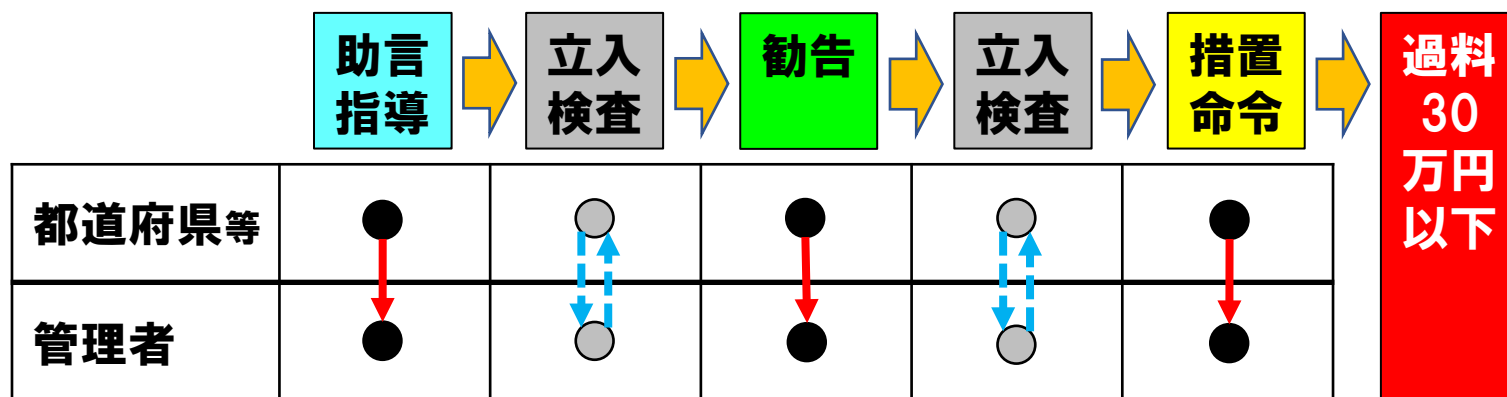
③保守点検 or 清掃の技術上の基準に従って

保守点検 or 清掃が行われていないと認められる。

④特定既存単独処理浄化槽に該当する。

①未受検

- ∴法第7条の2第1項、第2項、第3項
- 法第12条の2第1項、第2項、第3項
- 法第53条第2項



受検の事実の確認は月毎の検査報告
(∴法第7条第2項 or 第11条第2項)により実施

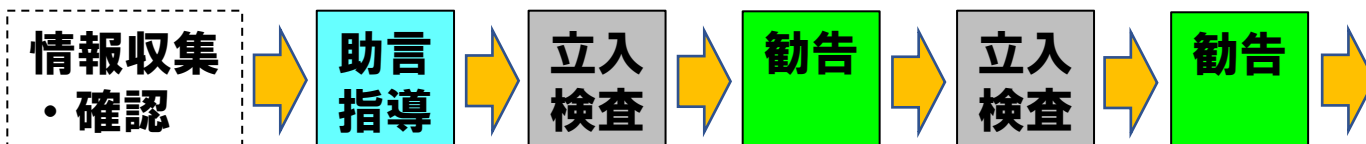
- : 文書送付等
- : 口頭説明・確認
- : 標準的な手順
- : 適宜実施する手順

②生活環境の保全・公衆衛生上必要

∴法第12条第1項
法第53条第1項、第2項

例)

- ・法定検査結果が不適正である
- ・住民等より苦情がある
- ・放流水質が不良である
- ・保守点検 or 清掃が未実施である



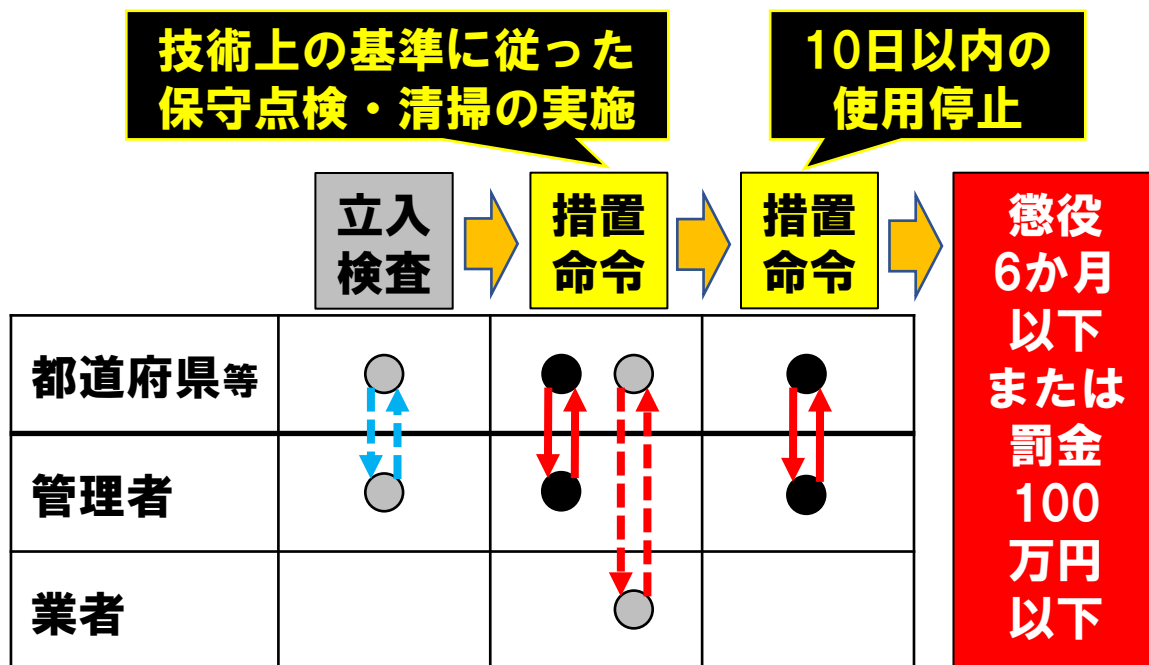
	情報収集・確認	助言指導	立入検査	勧告	立入検査	勧告
都道府県等	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●
管理者	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●
検査機関						
業者		●		●		●

→ : 文書送付等
 → : 口頭説明・確認
 ● : 標準的な手順
 ● : 適宜実施する手順

③技術上の基準に従っていない

∴法第12条第2項

法第53条第1項、第2項



→ : 文書送付等

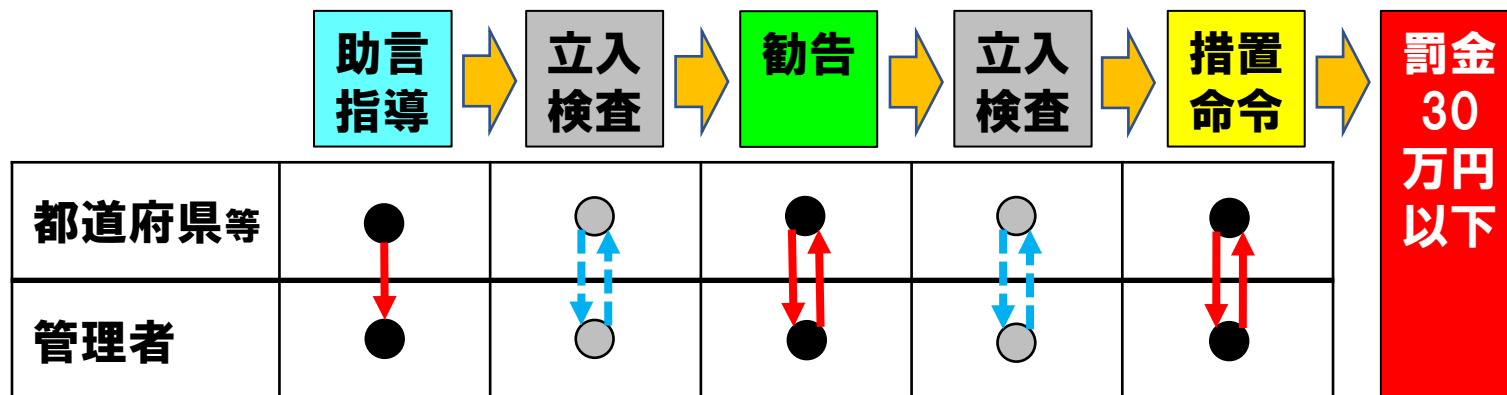
→ : 口頭説明・確認

● : 標準的な手順

● : 適宜実施する手順

④ 特定既存単独処理浄化槽

∴ 附則第11条第1項、第2項、第3項
 法第53条第2項



→ : 文書送付等 ● : 標準的な手順
 → : 口頭説明・確認 ○ : 適宜実施する手順

マニュアル(案)の構成

<目次>

1. はじめに
2. 維持管理の必要性
3. 浄化槽台帳の整備及び管理の手順
4. 指導事務の手順

- 行政指導にかかる文書の様式
- 参考資料

行政指導にかかるとる文書の様式

■共通

様式0：浄化槽の維持管理に関する義務の周知

様式1：法定検査未受検・生活環境の保全または公衆衛生
にかかるとる指導・助言

■「①未受検」関係

様式2：管理者用 助告

様式3：管理者用 命令

■「②生活環境の保全・公衆衛生上必要」関係

様式4：管理者用 助告

様式5：管理者用 助告 [2回目]

様式6：管理者からの報告

■「③技術上の基準に従っていない」関係

様式7：管理者用 改善命令

様式8：管理者用 使用停止命令

様式9：管理者からの報告

■業者用

様式10：「②生活環境の保全・公衆衛生上必要」関係
指導・助言

様式11：「②生活環境の保全・公衆衛生上必要」関係 助告

様式12：「②生活環境の保全・公衆衛生上必要」関係 助告 [2回目]

様式13：「③技術上の基準に従っていない」関係 改善命令

様式5（生活環境の保全または公衆衛生にかかるとる助告 [2回目]）

〇〇年〇月〇日

〇〇第〇〇号

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事

〇〇 〇〇 印

(担当 〇〇部〇〇課)

助 告 書

貴殿の所有する下記浄化槽は、適正な保守点検または清掃が行われていないため、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条第1項に基づき改善するよう助告しましたが、現在に至っても助告した措置がなされた旨の報告が行われていません。ついでに、速やかに改善を完了するとともに、改善の完了後は同法53条第1項に基づき、〇〇年〇月〇日までに報告してください。

記

- 対象となる浄化槽
所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇
- 助告にかかるとる措置の内容
(何をどのようにするのか、具体的に記載)
- 助告に至った事由
上記1に示す浄化槽について、以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守点検または清掃において改善の必要があると認められる。
 ① 同法第7条または第11条に定める検査の総合判定が不適正である。
 ② 近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。
 ③ 放流される水の水质が所期の性能を満足していない。
 ④ 保守点検が同法第10条第1項及び浄化槽法施行規則（昭和59年3月30日 厚生省令第17号）第6条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。
 ⑤ 清掃が同法第10条第1項及び同規則第7条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。
 ⑥ その他（具体的に記載）
- 助告の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
- 措置の期限 〇〇年〇月〇日

・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をする。
・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、同法第12条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

参考資料

(1) 保守点検及び清掃の回数(期間)等一覧

(2) 保守点検業者用報告様式(例)

保守点検業者名

保守点検業者住所

保守点検業者電話番号

No	浄化槽番号	保守点検業者独自の浄化槽番号	処理の対象	処理方式名	処理対象人員(人槽)	浄化槽管理者氏名(または法人名)	施設名称	設置場所住所	浄化槽管理者住所	保守点検年月日	躯体の漏水の有無	躯体・内部設備の著しい破損の有無	槽周辺の環境(臭気の有無)
	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■
	記入		選択	選択	記入	記入	記入	記入	記入	記入	選択	選択	選択
			01:単独 02:合併 03:その他	別表参照							01:無し 02:有り	01:無し 02:有り	01:無し 02:有り

(3) 清掃業者用報告様式(例)

(4) 浄化槽法に基づく届出事務及び指導事務の概要

(5) 浄化槽法定検査判定ガイドライン抜粋

以上で説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

**なお、本日、説明したマニュアル(案)の内容は
現在、作成中のものであり、
今後、変更される場合があります。**